

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年11月15日
【発行者名】	日立投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川手 健
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練堀町3番地
【事務連絡者氏名】	ファンド管理グループ 都地 雅夫
【電話番号】	03-4554-5121
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	日立国内債券インデックスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額は5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年8月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）について、消費税率の変更に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

．【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線を附した部分が訂正箇所です。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

（３）【信託報酬等】

< 訂正前 >

委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次表の率を乗じて得た金額とし、その配分も次表のとおりです。

信託報酬率	信託報酬の配分（税抜）		役務の内容
年率0.1188% （税抜0.11%）	委託会社	年率0.06%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.03%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、信託報酬率は年率0.121%となります。

〔以下 略〕

< 訂正後 >

委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次表の率を乗じて得た金額とし、その配分も次表のとおりです。

信託報酬率	信託報酬の配分（税抜）		役務の内容
年率0.121% （税抜0.11%）	委託会社	年率0.06%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.03%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

〔以下 略〕

（ご参考）マザーファンドにおける管理報酬等

< 訂正前 >

マザーファンドについては信託報酬を収受しません。

運用再委託先に支払う報酬は、委託者の負担とします。報酬額は、毎日、この投資信託が保有する運用再委託先が運用するマザーファンドの純資産総額に年0.027%（税抜0.025%）の率を乗じて得た額とします。

2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、年0.0275%となります。

〔以下 略〕

< 訂正後 >

マザーファンドについては信託報酬を収受しません。

運用再委託先に支払う報酬は、委託者の負担とします。報酬額は、毎日、この投資信託が保有する運用再委託先が運用するマザーファンドの純資産総額に年0.0275%（税抜0.025%）の率を乗じて得た額とします。

〔以下 略〕